

**熊 取 町**



**～ つながろう！！向こう三軒両隣 ～**

**について**

熊取町では、平成２２年１月より既に「災害時要援護者支援制度」を推進してきましたが、大規模災害を教訓に災害対策基本法の一部が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたことから、本町においても【熊取町まちぐるみ支援制度】（避難行動要支援者支援プラン）として、更にその取り組みを推進することとしました。

住民の皆様にもぜひこの取り組みにご理解ご協力を頂き、災害時に一人でも多くの方の命が助かる地域をめざし一緒に活動に取り組んでくださるようお願いします。

）

」災害時に避難支援を必要とする方々の生命・身体を守るため、「避難行動要支援者名簿」を活用した避難支援などについて『熊取町避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）』を策定しました。

このプランに基づき、「自助」・「共助」・「公助」の連携と、日頃からの住民同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、災害時の被害の軽減を目指します。

**熊 取 町**

お問い合わせ先　　熊取町　健康福祉部　生活福祉課

〒590-0495　熊取町野田１－１－１

TEL：072-493-8039　 ＦＡＸ：072-452-7103

熊取町

**まちぐるみ支援制度**

**避難行動要支援者とは**

　生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが著しく困難な方のことをいいます。

　避難行動要支援者名簿には、避難支援を要する可能性が高い次の(1)～(7)の方を掲載します。

(1)　要介護認定3～5を受けている

　　 方

(2)　身体障がい者手帳1・2級（総

 合等級）の第１種を所持する方

(3) 療育手帳Aを所持する方

(4) 精神障がい者保健福祉手帳1・2

 級を所持する方で単身世帯の方

(5) 町の生活支援を受けている難病

 患者

(6) 自治会が支援の必要を認めた方

(7) その他、災害時の自力避難に不

 安を抱く人で町長が認めた方

**避難支援の流れ**



**⑦災害時の避難支援**

**等の実施**

**⑥防災訓練や見守り活動**

**の実施**

**③同意書の提出**

**①避難行動要支援**

**者名簿の作成**

**①避難行動要支援者名簿の作成**

町の関係各課で把握している情報を集約して作成します。

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由などが掲載されます。

**②名簿の提供に関する意思確認**

名簿情報を平常時から外部提供することについて、町から意思確認を行います。

**③同意書の提出**

同意書に「同意」又は「不同意」の意思を示して、町まで提出をお願いします。

**④同意者名簿の提供**

同意のあった避難行動要支援者の名簿を､

避難支援等関係者に提供します。

**⑤個別計画の策定**

避難支援等関係者が中心となって町から提供された名簿情報に基づいて個人ごとの避難支援の計画（個別計画）を策定します。

**⑥防災訓練や見守り活動の実施**

名簿情報を活用して避難行動要支援者への声かけや見守り活動を行い、地域の中でのつながりを育みます。

**⑦災害時の避難支援等の実施**

災害が起こった場合は、個別計画に基づき避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。

**相互に協力**

（避難支援を行う団体）

ア　自治会

イ　自主防災組織

ウ　民生委員児童委員協議会

エ　社会福祉協議会

オ　地区福祉委員会

カ　泉州南消防組合

キ　消防団

ク　大阪府警察

ケ　その他町長が認めた団体

**避難支援等関係者**

**⑤個別計画の策定**

**④同意者名簿の提供**

**災害時に一人でも多くの**

**避難行動要支援者の**

**命を守りましょう！**

**②名簿の提供に関**

**する意思確認**

**隣近所の方など**

**熊取町**

**相互に協力**

**避難支援者**

**避難行動要支援者**

**よくある質問　Ｑ＆Ａ**

**避難支援等関係者からの質問**

Ｑ　要支援者やその家族から避難支援者の選定や、個別計画作成の協力などの依頼があった場合は、どのように行えばよいのですか？これは熊取町役場の仕事ではないのですか？

Ａ　自治会長、自主防災組織、民生委員、地区福祉委員など地域の避難支援等関係者が相談し、要支援者本人の意向を尊重しながら、地域の状況に合った選定や作成の支援をお願いします。災害時には当然熊取町役場が様々な支援を行いますが、災害規模が大きくなると役場の支援能力は低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。そのような場合に、地域の方同士で協力し、助け合うことが、一人でも多くの要支援者の生命、身体を守ることにつながります。そのための準備として、地域（避難支援等関係者）で、避難支援者の選定や個別計画づくりを行うことで、お互いに顔の見える関係を作っていただきたいと考えています。なお、ご不明な点は生活福祉課までご相談ください。

Ｑ 提供された同意者名簿にはどのような義務や責任が発生しますか？

Ａ 同意者名簿の提供を受けた方は、災害対策基本法により守秘義務が課せられます。正当な理由なく他者に同意者名簿の記載内容を漏らすことは、要支援者本人だけでなく、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねず、ひいては名簿制度の実効性を大きく損なう恐れがあります。　　適正な管理をお願いします。

**避難支援者からの質問**

Ｑ　避難支援者の責任は重すぎないのか？

Ａ　災害時は、避難支援者も被災することがあります。まずご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で支援をお願いするもので、責任を負うものではありません。

**避難行動要支援者からの質問**

Ｑ　名簿情報の提供に同意すれば必ず助けてもらえるのですか？

Ａ　避難支援者の方も被災することがあります。ですから必ずしも避難支援が受けられるとは限りません。

支援を希望された方自身も、常に「自分のことは自分で守る」という意識を持って、日頃から周囲の方との積極的なコミュニケーションをとることを心がけてください。

Ｑ　避難支援者は複数名必要ですか？

Ａ　避難支援者は複数名いることが望ましいですが、選定が困難な場合は、地域の避難支援等関係者や熊取町役場の生活福祉課にご相談ください。

Ｑ　個人情報の管理は十分にされるのか？

Ａ　熊取町では、関係法令や条例等に基づき適切に管理運用を行います。また、名簿や個別計画は避難支援の目的にのみ利用いたします。要支援者本人が提供に同意した以外の方に知られることのないように厳重に管理されます。

Ｑ　避難行動要支援者になると必ず同意書や個別計画の提出が必要なのですか？

Ａ　必ずしも提出する必要はありません。しかし、災害時避難に不安がある場合は、地域の中で避難支援を受けるためにも同意書の提出や個別計画の作成について検討をお願いします。

Ｑ　名簿情報の提供に同意しなかった場合はどうなりますか？

Ａ　災害発生時やその恐れが高い場合には、同意がなくとも避難支援等関係者に情報を提供し、安否確認や避難誘導等の支援を行うこととなりますが、そのタイミングはかなり遅くなると考えられます。